

「みなみテラス」利用規約

2026. 3. 20 改定

第1章 総則

第1条(定義)

本規約は、「医療法人 芳仁会」医療法第42条第1項第4号の規定に基づき開設する「みなみテラス」と「みなみストレッチスタジオ」(以下「本施設」)に入会されたフィットネス会員(以下「会員」)に適用します。

第2条(運営主体)

本施設の運営主体は、医療法人芳仁会とする。

第3条(運営の原則)

本施設は、みなみ整形・痛みのクリニックと密接な連携を図り、会員の健康状態を把握し、個人の体力及び健康状態に応じた適切な運動指導を提供することにより、疾病の予防及び健康増進を目的とするものとする。

第4条(本施設の目的)

本施設は、会員が各種サービスを利用し、心身の健康維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第5条(営業時間及び休業日)

本施設の営業時間及び休業日は、別に定めるものとし、施設内に掲示する。

営業時間 平日・土 8:00~20:00

休業日 日曜日・祝日・その他季節休業日

みなみストレッチスタジオは、上記の営業日及び営業時間が異なることがあります。詳しくは担当スタッフにお問い合わせください。

第2章 会員制度及び入退会

第4条(入会資格)

1. 本施設の会員は、本施設の目的に賛同し、本規定を遵守する者で、所定の入会手続きを経て、運営主体が入会を承認した者とする。
2. 本施設の入会資格は、次の項目すべてを満たすこととします。
 - ① 本施設の目的とする疾病運動予防への参加を希望する者
 - ② 本施設の提携するみなみ整形・痛みのクリニックまたは提携医師による医師の運動処方を受け、運動が可能であると診断された者。
 - ③ 本規定及びその他の細則を遵守することに同意した者。
 - ④ 満12歳以上の方。
 - ⑤ 暴力団等、反社会的勢力の関係者でない者。
 - ⑥ 医師から運動を制限または禁止されている者は、入会資格がないものとする。

第5条(入会手続き)

1. 本施設への入会を希望する者は、申し込み手続きを行い、本施設が定める入会金、事務手数料を納入していただきます。
2. ご入会の際は、前払い制につき2カ月分の月会費を決算いたします。
3. 未成年者の入会については、親権者の同意書が必要となる。

第6条(入会諸費用)

1. 会員は、運営主体が定める登録事務手数料、月会費、その他費用(以下「会費等」という。)を所定の方法で支払うものとする。
2. 一旦納入された会費等は、法令または運営主体が認める特別な事由がない限り、返還しないものとする。

第7条(予約キャンセルおよび費用)

1. 「スタジオレッスン」「月8回グループ指導」「マシンパーソナル」「パーソナルリハビリ」及び「みなみストレッチスタジオ」のご利用時には予約が必要です。
2. 予約後の無断キャンセルはご遠慮ください。
3. 「スタジオレッスン」の一部には別途追加料金が必要なレッスンがございます。
4. チケットの利用期限は当月中となり、消化できない場合のご返金は致しかねます。
5. 予約キャンセルは、前日の23時59分までキャンセルが可能です。当日のキャンセルまたは無断キャンセルの際は、キャンセル料として予約チケット料金100%を頂戴しております。
6. 第14条に定める本施設側による休業の際は、予約チケット料金を返金致します。

第8条(料金の改定)

当施設は、本規約に基づいて会員が負担すべき会費等の料金を、社旗的情勢の変動に応じて改定することができます。この場合、変更前に本施設での掲示等により会員に告知します。

第9条(契約内容の変更)

入会時の契約内容を変更する場合は、変更希望月の前月10日までに(10日が定休日の場合は前営業日までに)当施設にて変更希望をお申し込みください。

ただし、ご入会時に適用したキャンペーンの種類によっては変更ができない期間があります。

第10条(退会・休会)

会員が退会及び休会を希望する場合は、所定の届出を毎月10日までに提出するものとし、届出が受理された月の翌月末日をもって退会及び休会とする。また、休会は所定の休会費を支払うものとする。(1,100円/1ヶ月毎)

第11条(会員資格の相続・譲渡)

会員資格は、ほかの方に相続・譲渡はできません。

第 12 条(会員資格の喪失・除名)

会員は、以下の各号に該当する場合、会員資格を損失し、会員としてのいかなる権利をも損失します。

- ① 第 9 条に定める退会手続きが完了したとき。
- ② 第 12 条により本施設に除名されたとき。
- ③ 会員本人が死亡され、親族より退会手続きが完了したとき。
- ④ 医師から運動の中止または禁止の指示があったとき。

第 13 条(会員に対する処分)

以下の各号に該当する場合、本施設は、その会員に対して警告あるいは、除名いたします。

- ① 本施設会員会則および諸規則に違反したとき。
- ② 第 15 条に反する行為を繰り返すなど施設内外の安全及び秩序が保たれないと判断したとき。
- ③ 会費等の支払いを 3 ヶ月以上滞納し、催告に応じないとき。
- ④ 入会申込書に虚偽の記載が判明したとき。
- ⑤ 本規定、その他細則に違反し、是正勧告に応じないとき。
- ⑥ その他、クリニックが会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 3 章 施設の利用及び安全管理

第 14 条(遺失物・忘れ物・放置物)

1. 会員が本施設利用に際して生じた紛失については会員の自己責任とし、クリニックの責めに帰する事由があった場合を除き、本施設は責任を負いません。
2. 忘れ物、放置物については、原則として 3 か月保管した後に処分いたします。

第 15 条(施設の一時的閉鎖、一時的休業)

1. 次の各号に該当するとき、本施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業いたします。
 - ・定期休業による場合
 - ・施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合
 - ・気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと本施設が判断した場合
 - ・その他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合
2. 法令の定めがある場合を除き、閉鎖、休業により会員の費用(月会費)支払義務が軽減・免除されることはありません。また、各種サービス・特典の対象期間は延長致しません。
3. 閉鎖、休業が事前に予約されている場合は、本施設内及びホームページや SNS にて周知いたします。

第 16 条(利用時の遵守事項)

会員は、施設の利用にあたり、以下の事項を遵守しなめなければならない。

- ① 他の会員を含む第三者(以下「他の方」)やスタッフ、施設を誹謗、中傷しないこと。
- ② 他の方やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為をしないこと。
- ③ 大声、奇声を発すること、他の方やスタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為を行わないこと。
- ④ 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為を行わないこと。
- ⑤ 本施設の器具や備品の損壊や備え付け備品の持ち出しは行わないこと。

- ⑥ 他の方やスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為は行わないこと。
- ⑦ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為は行わないこと。
- ⑧ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐くなど法令や公序良俗に反する行為は行わないこと。
- ⑨ 刃物など危険物の持ち込みは禁止。
- ⑩ 営利目的の行為、政治活動、宗教活動、勧誘行為は行わないこと。
- ⑪ 高額な金銭、貴重品の持ち込みは禁止。
- ⑫ 酒気を帯びての利用、飲酒、喫煙(電子タバコ含む)をしないこと。
- ⑬ 刺青(タトゥー)のある方は、施設利用中、他者から見えないよう衣服などで隠すこと。
- ⑭ 施設の器具・設備を破損または汚損しないよう丁寧に取り扱うこと。
- ⑮ その他、スタッフが会員としてふさわしくないと認める行為は禁止。

第 17 条(健康状態の申告及び利用制限)

会員は、利用中に体調の異変を感じた場合、直ちに運動を中止し、スタッフに申告しなければならない。

第 18 条(指導及びプログラム)

会員への運動指導は、原則として、提携医療機関の医師の運動処方、理学療法士ならびに健康運動指導士等による評価に基づいた個別プログラムに従って行う。

会員は、安全のため、プログラム外の運動を希望する場合、事前にスタッフの許可を得なければならない。

第 19 条(医療連携及び緊急時の対応)

本施設は、連携するみなみ整形・痛みクリニックと緊密に連携し、会員の健康管理及び指導に当たります。

利用中の急病や事故発生時は、スタッフが応急処置を行うとともに、速やかに連携医療機関へ連絡し、指示に従い対応する。

第 20 条(損害賠償及び免責)

会員は、本施設の利用中、会員自身の責に帰すべき事由により、本施設または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

本施設内での怪我、事故、盗難、紛失について、運営主体に重大な過失がある場合を除き、運営主体は一切の責任を負わないものとする。

第 4 章 附則

第 21 条(個人情報の取り扱い)

会員の個人情報及び健康情報について、秘密保持を厳守した上で、下記の定めに基づき、管理・運営を行います。

第 22 条(個人情報の利用目的)

当施設は、会員の個人情報を次の目的で利用させていただきます。

1. 当施設のサービスを利用する場合。

2. 個人情報のうち特定個人を識別できない方法により、個人情報を統計データとして開示し学術発表などで利用することがあります。

第 23 条(規定の改定)

本規定の改定は、運営主体が必要と認めた場合にこれを行い、改定後の規定は、施設内への掲示、書面または電子メールによる通知をもって、すべての会員に適用されるものとする。

第 24 条(会則の改定)

本施設の運営主体である「みなみ整形・痛みのクリニック」は、会則を改定することができます。なお、会則を改定するときは、フィットネスルーム及びホームページにて告知することとし、改定した会則の効力は全会員に及ぶものとします。